

平成27年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成27年6月1日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 宮崎和彦 | 2番 | 小林誠 |
| 3番 | 中川靖広 | 4番 | 小村尚己 |
| 5番 | 伴吉晴 | 6番 | 平川理恵 |
| 7番 | 嶋田善行 | 8番 | 井上卓也 |
| 9番 | 中西和夫 | 10番 | 坂口徹 |
| 11番 | 濱真理子 | 12番 | 木澤正男 |
| 13番 | 奥村容子 | | |

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 小城利重 | 副町長 | 池田善紀 |
| 教育長 | 清水建也 | 総務部長 | 乾善亮 |
| 総務課長 | 黒崎益範 | 総務課参事 | 谷口智子 |
| 企画財政課長 | 面卷昭男 | 税務課長 | 加藤恵三 |
| 住民生活部長 | 植村俊彦 | 福祉課長 | 中原潤 |
| 国保医療課長 | 山崎善之 | 健康対策課長 | 西梶浩司 |
| 環境対策課長 | 栗本公生 | 住民課長 | 安藤容子 |
| 都市建設部長 | 藤川岳志 | 建設課長 | 本庄徳光 |
| 観光産業課長 | 井上貴至 | 都市整備課長 | 松岡洋右 |
| 会計管理者 | 西川肇 | 教委総務課長 | 安藤晴康 |
| 生涯学習課長 | 真弓啓 | 上下水道部長 | 谷口裕司 |
| 下水道課長 | 上田俊雄 | | |

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 議案第30号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 4. 議案第31号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日 程 5. 議案第32号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第1
号）について
- 日 程 6. 議案第33号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）について
- 日 程 7. 議案第34号 平成27年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の
締結について
- 日 程 8. 議案第35号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請
負契約の締結について（その1）
- 日 程 9. 議案第36号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請
負契約の締結について（その2）
- 日 程10. 選挙第 1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選
挙について
- 日 程11. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについ
て（平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第1号）について）
- 日 程12. 認定第 1号 町道認定について
- 日 程13. 推薦第 1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 日 程14. 報告第 5号 平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告に
ついて（一般会計）
- 日 程15. 報告第 6号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報
告について（一般会計）
- 日 程16. 報告第 7号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報
告について（国民健康保険事業特別会計）
- 日 程17. 報告第 8号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報

| | | |
|-----------|-------------|--|
| | | 告について（公共下水道事業特別会計） |
| 日 程 1 8 . | 報 告 第 9 号 | 平成 2 6 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計） |
| 日 程 1 9 . | 報 告 第 1 0 号 | 平成 2 6 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（後期高齢者医療特別会計） |
| 日 程 2 0 . | 報 告 第 1 1 号 | 平成 2 6 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について |

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、平成27年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成27年第3回斑鳩町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

平成27年度も既に2か月が経過いたしました、職員とともに本年度事業の早期実施に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

また、昨日は、檀原考古学研究所において、4月2日にお亡くなりになりました当町の文化財活用センター初代所長の樋口隆康先生を偲ぶ会を檀原考古学研究所と合同で開催させていただきました。当町の文化財行政において多大なる足跡を残していただいた樋口先生のご功績を偲び、議長を初め先生を慕う多くの方々にお集まりいただいて開催させていただきました。改めて先生に心から感謝を捧げるとともに、ご冥福をお祈りした次第です。

さて、本定例会は、斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてなど18議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1．会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、7番、嶋田議員、8番、井上議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から本月 17 日までの 17 日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から本月 17 日までの 17 日間と決定いたしました。

続きまして、日程 3. 議案第 30 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、日程 4. 議案第 31 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程 5. 議案第 32 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 1 号)について、日程 6. 議案第 33 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について、日程 7. 議案第 34 号 平成 27 年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結について、日程 8. 議案第 35 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その 1)、日程 9. 議案第 36 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その 2)、日程 10. 選挙第 1 号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について、日程 11. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成 27 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について)、日程 12. 認定第 1 号 町道認定について、日程 13. 推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、日程 14. 報告第 5 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程 15. 報告第 6 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程 16. 報告第 7 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(国民健康保険事業特別会計)、日程 17. 報告第 8 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)、日程 18. 報告第 9 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(介護保険事業特別会計)、日程 19. 報告第 10 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(後期高齢者医療特別会計)、日程 20. 報告第 11 号 平成 26 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、以上 18 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 16 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第30号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてであります。すこやか斑鳩・スポーツセンターにおける新体操マットの付属設備器具使用料を新たに定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。低所得者の介護保険料負担の軽減を強化することを内容とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月10日に公布及び施行され、本年度分の保険料から適用されることとなったことから、斑鳩町介護保険条例で定める保険料区分が第1段階の保険料率について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,323万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ84億9,323万7千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で、介護保険料負担の軽減強化に伴う国庫負担金214万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、5,712万6千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、地域の消費喚起や地方創生に向けた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が交付される見込みから469万2千円の増額、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付に要する国庫補助金5,243万4千円の増額となっております。

次に、第15款 県支出金の第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、107万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入では、消防団員退職報償金受入金40万円の増額、コミュニティ団体が行う事業が、自治総合センターコミュニティ助成事業の助成対象として決定されたことから、250万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、725万円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、歳入でご説明いたしました自治総合センターコミュニティ助成金250万円の増額、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活

用し予算化する斑鳩町定住促進等ホームページの作成に要する費用250万円の増額、同じく国の交付金を活用し予算化する斑鳩町人口ビジョン及び総合戦略の作成のための住民満足度調査に要する費用225万円の増額となっております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、4,276万8千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、介護保険料負担の軽減強化に伴う介護保険事業繰出金428万4千円の増額、臨時福祉給付金の給付に要する費用3,848万4千円の増額となっております。

第2項 児童福祉費では、子育て世帯臨時特例給付金の給付に要する費用1,395万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、消防団員の退団に伴う退職報償金40万円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として113万1千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、議案第33号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款項のみを補正するものであります。

その内容といたしまして、保険料区分が第1段階の介護保険料の軽減分の公費の繰り入れによる増額とその軽減分に係る介護保険料の減額をお願いするものであります。

次に、議案第34号から議案第36号までにつきましては、工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第34号 平成27年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結についてであります。その内容につきましては、金堂・塔基壇の遺構などの整備で、工事場所は法隆寺東2丁目地内であります。契約の相手方は、株式会社青山組、代表取締役青山雄之、契約金額は5,248万8千円であり、工期は、議会議決後から平成28年3月18日までの276日間であります。

次に、議案第35号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。その内容につきましては、施工延長約397メートルの下水道管渠を埋設する工事で、工事場所は龍田西5丁目地内であります。契約の相手方は、株式会社中谷組、代表取締役中谷保子、契約金額は1億6,437万6千円であり、工期は、議会議決後から平成28年3月16日までの274日間であります。

次に、議案第36号 平成27年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。その内容につきましては、施工延長約923メートルの下水道管渠を埋設する工事で、工事場所は稲葉西2丁目及び神南4丁目地内であります。契約の相手方は、中村建設株式会社、代表取締役中村光良、契約金額は9,849万6千円であり、工期は、議会議決後から平成28年3月23日までの281日間であります。

次に、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてであります。現在の委員及び同補充員の任期が本年7月17日をもって満了することから、地方自治法第182条第1項の規定により、議会にその選挙をお願いするものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。平成26年度本特別会計において、医療等に要した費用に対して歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成27年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。このことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ42億2,050万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年5月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発道路の帰属による4路線、位置指定道路の寄付による1路線の合計5路線の認定をお願いするものであります。

次に、報告第5号 平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。平成26年度から2か年の継続事業として取り組んでいる道路新設改良事業、町道437号線（大和川堤防線）において、平成26年度に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出を終えることができなかつたものについて、平成27年度予算での歳出の経費に充てるため、その報告を行うものであります。

次に、報告第6号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。平成26年度予算において繰越明許費の議決をいただきました地域公共交通確保事業のほか35事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第7号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）であります。平成26年度予算において繰越明許費の議決をい

ただきました国民健康保険システム改修事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第8号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。平成26年度予算において繰越明許費の議決をいただきました流域下水道整備促進事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第9号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）であります。平成26年度予算において繰越明許費の議決をいただきました介護保険システム改修事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第10号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（後期高齢者医療特別会計）であります。平成26年度予算において繰越明許費の議決をいただきました後期高齢者医療システム改修事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第11号 平成26年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。平成26年度において、公益財団法人文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は28事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億2,511万4,837円となっております。また、収益事業等に要した事業費は2,099万3,110円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決または承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程3. 議案第30号から日程9. 議案第36号までの7議案と日程12. 認定第1号の町長提案の8議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 3. 議案第 30 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 30 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 30 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 4. 議案第 31 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 31 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 31 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 5. 議案第 32 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 1 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 32 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 32 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 6. 議案第 33 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 33 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 33 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 7. 議案第 34 号 平成 27 年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 34 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 34 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 8. 議案第 35 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その 1)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 35 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 35 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 9. 議案第 36 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契

約の締結について（その２）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第３６号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第３６号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１０．選挙第１号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推薦による選挙があります。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名資格当選人を決定することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

選挙管理委員会の委員に、扇純子氏、浅部京子氏、吉田憲子氏、宮崎大地氏、以上の４名を指名いたします。

続いて、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。第１位、今邨鐵雄氏、第２位、松下靖氏、第３位、浅井真氏、第４位、鈴木さよ子氏、以上４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました４名の方を選挙管理委員会の補充員の当選人として、かつ、指名した順位によることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員の補充員には、第１位、今邨鐵雄氏、第２位、松下靖氏、第３位、浅井真氏、第４位、鈴木さよ子氏に決定いたしました。

続いて、日程１１．承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて

(平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) それでは、承認第4号につきまして、説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成27年6月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第6号

専決処分書

平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年5月29日

斑鳩町長 小城 利重

このたびの補正の内容は、平成26年度の本特別会計におきまして、医療等に要した費用に対し歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2に基づき、平成27

年度の歳入を繰り上げてこれに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明をいたします。補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入でございます。歳入欠かん補填収入といたしまして4億5,000万円を増額いたしましたものでございます。

続きまして、6ページの歳出についてでございます。

第12款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。歳入と同額の4億5,000万円を増額いたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。朗読をいたします。

平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,220,500千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年5月29日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、町長専決処分について承認を求めることについて（平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明といたします。皆さま方にはよろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この国民健康保険特別会計の繰上充用につきましては、毎年こういう形で運用されているということで、今回も4億5千万円という金額で繰上充用されると。この運営について特に異議があるわけじゃないんですけども、この専決処分となることについて、改めてちょっと確認をしておきたいなというふうに思います。

専決処分の日付が5月の29日になっていますが、この29日に至った経緯と、それ

と、専決処分となる根拠について、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 繰上充用の手続きにつきましては、行政実例におきまして、会計年度が経過した後、すなわち翌年度の4月1日から、出納閉鎖期間でございます5月31日までの間に行うのが原則とされているところでございます。

また、出納閉鎖期間中におきましても、国民健康保険税の収入がありますことから、この予算の補正額が繰上充用額と大きな差が出ないように配慮いたしておきまして、そのことから、5月下旬、すなわち5月29日での専決といたしたものでございます。以上でございます。

（「根拠、聞いていないです」と呼ぶ者あり）

○住民生活部長（植村俊彦君） すみません。根拠は、繰上充用に係る行政実例でございます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程12．認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13．推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年7月19日付をもって任期満了となります。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦に係る農業委員に、中川議員、坂口議員の2人の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員、坂口議員の退席を求めます。

(中川議員、坂口議員 退席)

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。

ただいま指名いたしました2名の方を農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することに決しました。

(中川議員、坂口議員 着席)

○議長(中西和夫君) 中川議員、坂口議員にお知らせいたします。

斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。両議員にはよろしくお願いいたします。

続いて、日程14. 報告第5号 平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) それでは、報告第5号 平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)をご説明申し上げます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

報告第5号

平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)

標記について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年6月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成26年度予算において継続費の議決をいただいております歳出予算のうち、年度内での執行ができなかった経費を平成27年度予算に繰り越しさせていただいたことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりその報告を行うものでございます。

それでは、次のページ、2枚目の平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書によりご説明をさせていただきます。

本通次繰越は、道路新設改良事業（町道437号線（大和川堤防線））で、地元調整等に期間を要したことから、平成26年度継続費予算現額のうち805万5,200円を平成27年度に通次繰越させていただくものでございます。

表の左からでございますが、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費、事業名は道路新設改良事業（町道437号線（大和川堤防線））で、継続費の総額は3,500万円でございます。そのうち平成26年度継続費予算現額は2,000万円で、支出済額及び支出見込額は1,194万4,800円でございます。その残額は805万5,200円となりまして、翌年度通次繰越額は同額の805万5,200円でございます。この繰越額の財源内訳は、全て一般財源を計上いたしております。

以上で、報告第5号 平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくご理解を賜りまして、ご了承いただきますようお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第5号 平成26年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）についてを終わります。

続いて、日程15. 報告第6号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第6号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）をご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第6号

平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年6月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成26年度予算において繰越明許費の議決をいただいております歳出予算のうち、平成26年度内で執行ができなかった経費を平成27年度予算に繰り越しさせていただいたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うものであります。

それでは、次のページ、2枚目の平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりましてご説明を申しあげます。

本繰越明許費繰越は、地域公共交通確保事業のほか35事業についてご報告を申しあげるものですが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に関連する事業と、社会保障・税番号制度システム整備に関連する事業がその主な内容となっております。翌年度繰越額の合計は、一番下の行の中ほどでございますが、2億242万4千円を平成27年度に繰り越ししたものでございます。その繰越額の財源の内訳は、その右側になりますが、未収入特定財源の国庫支出金で1億983万6千円、地方債で710万円、一般財源で8,548万8千円を計上いたしております。

その内容でございますが、表の上からになりますが、初めに、第2款 総務費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業として、地域公共交通確保事業、斑鳩町人口ビジョン及び総合戦略策定事業の2事業、社会保障・税番号制度システム整備関連事業として、統合宛名システム導入事業、町税システム改修事業、住民基本台帳システム改修事業の3事業、あわせて5事業となっております。

第3款 民生費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業として、地域包括ケアシステム構築事業、出張つどいの広場開設事業の2事業、社会保障・税番

号制度システム整備関連事業として、国民健康保険事業特別会計繰出金、国民年金システム改修事業、障害者福祉システム改修事業、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉システム改修事業の6事業、あわせて8事業となっております。

第4款 衛生費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業として、（仮称）健康寿命延伸計画策定事業、おたふくかぜワクチン予防接種助成事業、一般不妊・不育治療費助成事業の3事業、社会保障・税番号制度システム整備関連事業として、健康管理システム改修事業の1事業、その他、火葬場周辺対策事業のあわせて5事業となっております。

第5款 農林水産業費では、農道維持管理事業、土地改良事業の2事業となっております。

第6款 商工費では、全て地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業で、プレミアム付商品券発行支援事業、観光協会ホームページリニューアル支援事業、斑鳩市開催事業、観光・防災情報アプリ改修事業、いかるがWeek開催事業、観光パンフレット作成事業、奈良市・斑鳩町連携誘客推進事業、無料公衆無線LAN設置事業、観光ルートサイン整備計画策定事業、まちなか観光推進事業の10事業となっております。

第7款 土木費では、道路環境整備事業、道路新設改良事業の2事業となっております。

第9款 教育費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業として、官学連携推進事業、図書館蔵書等充実事業、すこやか斑鳩・スポーツセンター充実事業の3事業、その他、町民プール管理棟耐震補強事業のあわせて4事業となっております。

以上で、報告第6号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご報告とさせていただきます。議員皆さま方にはご理解を賜りましてご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） この繰越明許費計算書の報告については、我々これまでいてました議員については、新年度の予算審査のときに既に報告を受けていることなんですが、ちょっと今見ていて気になったのが、上から2つ目の統合宛名システム導入事業で、翌年度繰越額がゼロ円になっている分については、どんな理由でしたっけ。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これにつきましては、統合宛名システムの導入ということで当初予算計上しておりましたけれども、国の設計等がなかなか決まらないという中で繰り越しをする予定をしておりましたけれども、システムの規格が間に合ったということで、これにつきましては、平成26年度分については、予算計上させていただいた分についてはほぼ完了したということで、繰り越しがないということでございます。

ただ、平成27年度につきましてもこのシステムの改修事業が一部出てくるということでございますので、平成26年度分についてはもう繰り越しがなしで完了したということでご理解いただけたらと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしたら確認なんですけども、予算審査のときに繰り越しの報告をしていただいたときは、ここは数字が入って報告されていたんですね。そのあと変更があったのかどうか、確認させてもらえますか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 予算のときには、補正予算のときにこの全額、183万6千円、全額繰り越しということで計上しておりましたが、間に合ったということで執行したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私、これ、疑問だったので質疑させていただきましたけども、部長の説明の中にはそのことありませんでしたのでね、できたら変更があった際には、これからは説明いただきたいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思いません。

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第6号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程16．報告第7号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

- 住民生活部長（植村俊彦君） それでは、報告第7号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）につきまして、説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第7号

平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について
（国民健康保険事業特別会計）

表記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年6月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

これにつきましては、平成26年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただきました社会保障・税番号制度システム整備に関する国民健康保険システム改修事業の繰越明許に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして、説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計の第1款 総務費、第1項 総務管理費、事業名 国民健康保険システム改修事業でございます。金額は410万4千円、翌年度の繰越額も410万4千円でございます。財源につきましては、未収入特定財源のその他でございます。

以上で、報告第7号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（国民健康保険事業特別会計）についての報告といたします。何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第7号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）を終わります。

続いて、日程 17. 報告第 8 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第 8 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第 8 号 平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）の説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第 8 号

平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（公共下水道事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成 27 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成 26 年度事業として県が行います流域下水道事業におきまして、流域下水道センター内の設備・機器の更新工事を、平成 26 年度の国の補正予算事業を受け、平成 27 年度への繰越事業として実施されましたことから、3 月議会定例会におきまして、流域下水道市町村建設負担金 59 万 1 千円につきまして繰越明許のお願いをし、翌年度に予算を繰り越したもので、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただきますものであります。

それでは、次のページをお願いいたします。

繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成 26 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）、第 2 款 流域下水道費、第 1 項 流域下水道費、事業名 流域下水道整備促進事業 金額、59 万 1 千円、翌年度繰越額、59 万 1 千円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源で 9

万1千円、未収入特定財源、地方債で50万円でございます。

以上、報告第8号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）についてのご報告とさせていただきます。以上です。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第8号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を終わります。

続いて、日程18．報告第9号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、報告第9号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）について説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第9号

平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（介護保険事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年6月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

これにつきましても、平成26年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただきました社会保障・税番号制度システム整備に関する介護保険システム改修事業の繰越明許に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第

146条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして説明を申しあげたいと思います。

介護保険事業特別会計の第1款 総務費、第1項 総務管理費、事業名 介護保険システム改修事業でございます。金額は529万2千円、翌年度繰越額も529万2千円でございます。財源の内訳は、全て未収入特定財源のその他でございます。

以上、報告第9号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（介護保険事業特別会計）についての報告といたします。何とぞご了承賜りますようお願い申しあげます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第9号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）を終わります。

続いて、日程19. 報告第10号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（後期高齢者医療特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、報告第10号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（後期高齢者医療特別会計）について説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第10号

平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（後期高齢者医療特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年6月1日 提出

斑鳩町長 小城 利重

これにつきましても、平成26年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただきました社会保障・税番号制度システム整備に関する後期高齢者医療システム改修事業の繰越明許に係る歳出予算の経費を平成27年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてその報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の第1款 総務費、第2項 徴収費でございます。事業名は後期高齢者医療システム改修事業でございます。金額は205万2千円、翌年度繰越額も205万2千円でございます。財源の内訳は、全て未収入特定財源のその他でございます。

以上で、報告第10号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（後期高齢者医療特別会計）についての報告といたします。何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第10号 平成26年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（後期高齢者医療特別会計）を終わります。

続いて、日程20．報告第11号 平成26年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第11号 平成26年度斑鳩町文化振興財団事

業報告につきまして、報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第 1 1 号

平成 2 6 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成 2 7 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成 2 6 年度斑鳩町文化振興財団の事業内容につきましてご説明をさせていただきます。

平成 2 6 年度事業報告書の 1 ページ、3 枚目になりますが、1 ページをお開きいただきたいと思えます。1 の財団の概況の【3】財団の事業でございます。

財団の事業では、大きく分けて（1）の公益目的事業と（2）の収益事業等の 2 事業を実施いたしました。

（1）の公益目的事業として、まず、公 1．公演・文化講座事業として 2 8 の事業を実施しております。これらの事業の事業収益は 1, 4 6 4 万 2, 0 3 0 円で、事業費は、2, 2 8 9 万 8, 1 5 0 円となっております。

次に、公 2．ホール管理・貸与事業でございます。事業収益は 1, 7 5 0 万 4, 5 2 2 円で、事業費は 1 億 2 2 1 万 6, 6 8 7 円となっております。

次に、共通でございます。事業収益が 8, 7 1 0 万 5, 4 3 2 円でございます。事業費はゼロ円となっております。

公益目的事業の合計でございますが、事業収益が 1 億 1, 9 2 5 万 1, 9 8 4 円で、事業費は 1 億 2, 5 1 1 万 4, 8 3 7 円となっております。

次に、（2）の収益事業等といたしまして、まず、収 1．ホール管理・貸与事業で、事業収益が 1, 2 2 6 万 1, 9 5 3 円で、事業費は 6 4 2 万 6, 7 4 5 円となっております。

次に、収 2．図書館管理事業では、事業収益は 1, 4 5 6 万 6, 3 6 5 円で、事業費は同額の 1, 4 5 6 万 6, 3 6 5 円となっております。ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費等を面積比で按分をしておりますして、2 2 %分を図書館分として受け入れをしております。

収益事業等の合計が、事業収益は 2, 6 8 2 万 8, 3 1 8 円で、事業費は 2, 0 9 9

万3, 110円となっております。

これらの事業の実施状況につきましては、資料の3ページから7ページにかけての平成26年度事業実施状況に、各事業別に、事業名、事業内容、収入額、支出額、収支差額等を記載をいたしております。また、8ページから11ページにかけては、大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況や事業区分別の内訳、施設使用料等をまとめた平成26年度施設使用状況等の資料となっております。

これらの各事業の収入の事業費内訳につきましては、少し飛びますが、16ページと17ページでございますが、正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表として整理をいたしております。

ちょっと戻っていただきまして、14ページでございます。14ページは、平成26年度決算報告書の貸借対照表でございます。

前年度と比較いたしまして、財産の増減を記載をしております。Ⅰの資産の部の1.流動資産、Ⅱの負債の部の1の流動負債とともに、前年度より37万1,728円増の2,800万2,604円となっております。

2の固定資産では、(1)の基本財産で、前年度同額の1億円、その他固定資産は45万4,690円で、固定資産合計は1億45万4,690円となっております。流動資産を加えた資産合計は1億2,845万7,294円でございます。一番下の負債及び正味財産合計として、同額となっております。

次の15ページでございますが、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計と、貸借対照表に事業別に区分した内訳を記載した貸借対照表内訳表をつけております。

次に、18ページでございます。18ページの財務諸表に対する注記でございます。

財団の会計方針といたしまして、固定資産の減価償却の方法や、消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等を示させていただいております。

また、19ページでございますが、6の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高では、その状況を記載をしております。

次に、22ページでございます。22ページの財産目録でございます。財産目録では、平成27年3月31日現在の財産の保有状況を示させていただいております。年度末の正味財産は1億45万4,690円となっております。先ほど14ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をいたしております。

次に、24ページから25ページの収支計算書では、予算額と決算額の比較を行った表となっております。

また、次の29ページ以降につきましては、正味財産増減計算書事業区分別内訳表となっております。

また、少し飛びますけれども、42ページでございますが、42ページには、去る4月27日に実施されました監査結果報告書を添付をいたしております。

以上で、報告第11号 平成26年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきましての報告とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第11号 平成26年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時45分 散会）